**代読代筆ヘルパー派遣事業**

和歌山市では平成２９年から視覚障害その他の障害のために字の読み書きが困難な方を対象として代読・代筆を行うものを派遣する事業を実施しています。

対象者は他のサービスにより同等のサービスの提供を受けることが困難な場合に限ります。

利用者の方へ

１　ヘルパー派遣依頼先

　居宅介護登録事業所（移動支援事業登録事業所）

※ご不明な場合は障害者支援課へお問い合わせください

２　サービスの内容

次の内容を、対象者の**居宅又は入院先の医療機関**において行う。

1. 公的機関又はそれに準ずる機関からの郵便物、資料等の代読
2. 生活上必要不可欠な説明書等の代読
3. 公的機関又はそれに準ずる機関への申請等に係る代筆
4. その他対象者が情報を確保するために必要な資料の整理、確認等の支援

３　利用手続き

1. 障害者支援課へ利用についての相談をする。（初めての利用を検討している場合）
2. サービスを受けたい利用者は事業所に依頼をし、ヘルパーの派遣によりサービスの提供を受ける。

※サービス利用の際は、和歌山市へ申請書（別記様式第１号）の提出が必要です。

４　利用時間

1. 基本時間は１回あたり３０分です。
2. １月あたりの上限は５時間です。

（必要と認められる場合はその限りではありません）

５　利用料

利用者の利用料は無料です。

事業者の方へ

６　委託料の報酬

次に掲げる所要時間の区分に応じ、単位数に１０．１８円を乗じて得た額とする。

（１）所要時間３０分未満　８０単位

（２）所要時間３０分以上１時間未満　１５０単位

（３）所要時間１時間以上　２２５単位に所要時間３０分を増すごとに７５単位を加算した単位数

※利用者の利用料は無料です。

７　委託料の請求

　サービス提供事業所は、サービス提供日の翌月１０日までに和歌山市へ請求書等（参考様式）を提出する。

（提出書類）

代読代筆ヘルパー派遣事業請求書

代読代筆ヘルパー派遣事業給付費明細書

代読代筆ヘルパー派遣事業提供実績記録票

８　代読・代筆ヘルパー派遣事業の利用開始にあたって

　代読・代筆ヘルパー派遣事業を初めて利用される方の場合、利用者は事前に市と協議が必要となります。利用を希望される方があった場合、障害者支援課へご相談いただくようお伝えください。